

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更の届出 (")	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	5
○警備員等に係る検定の実施	6

告 示

高知県告示第512号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成22年8月27日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970103903	高知調剤株式会社	高知市相生町3番30号	平成22年4月1日	上町薬局	高知市上町二丁目2-12	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
3970103929	医療法人信真会	高知市棧橋通一丁目7番17号	〃	ヘルパーステーションつばさ	高知市棧橋通一丁目7番17号	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970103952	コンバージサービス株式会社	高知市仁井田4239番地	〃	デイサービスやよい	高知市仁井田4239番地	通所介護 介護予防 通所介護
3970103960	ブルーオーシャン株式会社	高知市六泉寺町221-1 第2六泉寺ビル103	〃	ヘルパーステーションはち	高知市六泉寺町221-1 第2六泉寺ビル103	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970400564	高知調剤株式会社	高知市相生町3番30号	〃	なんごく薬局	南国市西野田町一丁目23-6	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
3970500496	株式会社キッズ	土佐市甲原680番地2	〃	たんぽぽデイサービス	土佐市甲原678-2	通所介護 介護予防 通所介護
3970600262	社会福祉法人あお	須崎市多ノ郷甲562番地1	〃	ケアハウスすさき	須崎市多ノ郷甲562番地1	介護予防 特定施設

	ば会					入居者生活介護
3970600304	社会福祉法人須崎福祉会	須崎市上分丙1758番地2	〃	老人デイサービスセンターしろやま	須崎市鍛冶町2番10号	通所介護 介護予防 通所介護
3972400729	合同会社タムラメディカルケア	吾川郡いの町天王南五丁目4番地1	平成22年4月12日	デイサービス天王	吾川郡いの町天王南五丁目4番地1	通所介護 介護予防 通所介護
3970103978	株式会社いろは	吾川郡いの町波川664-1	平成22年4月22日	ケアプラン寿限無	高知市みづき三丁目401-14	居宅介護 支援
3970103937	有限会社ハッピーケアこうち	高知市宝町30-9	平成22年5月1日	デイサービスどんぐりの家	高知市北端町76番地	通所介護 介護予防 通所介護
3970103945	〃	〃	〃	ヘルパーステーションハッピーケアこうち	高知市宝町31-17 桜ハイツ1F101号	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970500504	有限会社それいゆ	高知市春野町仁ノ3291番地	〃	デイサービスはつする	土佐市高岡町甲232-8	通所介護
3970600312	株式会社ピースフル	須崎市吾井郷乙706番地	〃	デイサービスびんび	須崎市吾井郷乙706番地	通所介護 介護予防 通所介護
3970103986	株式会社ここわ	高知市一宮中町三丁目23番3番コスモ一宮I301号室	平成22年5月10日	ここわライフサービス	高知市一宮中町三丁目23番3番コスモ一宮I301号室	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970200253	株式会社ケアサポートライフあんず	室戸市羽根町乙3195番地	平成22年5月18日	デイサービスひだまり	室戸市佐喜浜町1930番地3	通所介護 介護予防 通所介護

3970103994	株式会社ケアデザイン	高知市種崎728番地7	平成22年6月1日	居宅介護支援事業所あんず	高知市種崎728番地7	居宅介護 支援
3970104018	株式会社大地	高知市北新田町8番20号	〃	デイサービスだいち	高知市北新田町8番20号	通所介護 介護予防 通所介護
3970500512	医療法人広正会	土佐市高岡町甲2044	〃	井上病院居宅介護支援事業所	土佐市高岡町甲2082-16	居宅介護 支援
3970500520	〃	〃	〃	井上病院デイサービスセンターわかば	土佐市高岡町甲2044	通所介護 介護予防 通所介護
3972300119	医療法人十全会	土佐郡土佐町田井1372番地	〃	早明浦病院指定訪問リハビリテーション事業所	土佐郡土佐町田井1372番地	訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション
3972501096	株式会社いこいの里	高岡郡佐川町加茂4361番地	〃	株式会社いこいの里	高岡郡佐川町丙3620-1	特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
3970104000	有限会社ファクトリー	高知市北本町三丁目10番4号	平成22年6月2日	指定居宅介護支援事業所喜楽	高知市はりまや町三丁目16-8	居宅介護 支援

高知県告示第513号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第1項、第82条第1項及び第115条の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成22年8月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 事業所の名称の変更

介護保険事業所番号	事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
3970103812	アースサポート株式会社高知在宅サービスセンター	アースサポート高知	高知市杉井流5番10号	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成22年6月1日

2 事業所の所在地の変更

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	サービスの種類	変更年月日
3960190282	訪問看護ステーションナーケア	高知市永国寺町1番1号 ミニパークビル802号	高知市永国寺町1番43号 ハイッス永国寺302号	訪問看護 介護予防訪問看護	平成22年4月1日
3972501013	デイサービスきららの里	高岡郡佐川町乙1776-3	高岡郡佐川町乙1744-1 きららビル4F	通所介護 介護予防通所介護	平成22年4月12日
3970900258	有限会社あさひサービス	宿毛市高砂5387番210	宿毛市高砂7番11号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成22年4月22日
3970100552	ヘルパーステーションナーケア	高知市永国寺町1番1号 ミニパークビル601号	高知市永国寺町1番1号 ミニパークビル802号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成22年5月1日
3970102251	株式会社いこいの里	高知市升形4-10	高岡郡佐川町丙3620-1	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成22年5月17日
39601	こうち看護協会	高知市朝倉己825	高知市朝倉戊531	訪問看護	平成22年6

90175	訪問看護ステーション	番地5	番地1	介護予防訪問看護	月1日
3960590010	訪問看護ステーションひまわり	土佐市高岡町甲2044	土佐市高岡町甲2082-16	訪問看護 介護予防訪問看護	〃
		〃	〃	居宅介護支援	〃
3970300228	居宅介護支援事業所もりさわ	安芸市本町二丁目13-32	安芸市日ノ出町1446番2	居宅介護支援	〃
3910118540	ホームヘルプステーション永井	高知市春野町西分2027-3	高知市春野町西分202	訪問介護 介護予防訪問介護	平成22年6月11日

高知県告示第514号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成22年8月27日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970101154	有限会社ハッピーケア高知	高知市宝町30-9	平成22年4月30日	ヘルパーステーションハッピーケアこうち	高知市宝町31-17 桜ハイッス1F101号	訪問介護 介護予防訪問介護
				〃	〃	〃
3970600270	医療法人みずほ会	須崎市多ノ郷甲5748-1	〃	訪問ヘルパーステーションケアビレッジすさき	須崎市多ノ郷甲5741	訪問介護 介護予防訪問介護
39701	有限会社	高知市種崎728	平成22年5	居宅介護	高知市種崎728	居宅介護

03275	あゆみ	番地7	月1日	支援事業所おやこうこ	番地7-202号	支援
39704 00531	株式会社 奈花伊	南国市大桶乙 1253番地1	〃	ヘルパー ステーションたけ のこ	南国市大桶乙 1253番地1	訪問介護 介護予防 訪問介護
39605 90010	医療法人 広正会	土佐市高岡町甲 2044	平成22年5 月31日	井上病院 デイサー ビスセン ターわか ば	土佐市高岡町甲 2044	通所介護 介護予防 通所介護
	〃	〃	〃	井上病院 居宅介護 支援事業 所	土佐市高岡町甲 2082-16	居宅介護 支援
39701 02251	株式会社 いこいの 里	高岡郡佐川町加 茂4361番地	〃	株式会社 いこいの 里	高岡郡佐川町丙 3620-1	特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
39101 18540	医療法人 永島会	高知市春野町西 分2027-3	平成22年6 月30日	ホームヘ ルパー ステーション永井	高知市春野町西 分202	訪問介護 介護予防 訪問介護
39606 90034	医療法人 千博会	須崎市中町一丁 目6番25号	〃	訪問看護 ステーションち ひろ	須崎市中町一丁 目6番25号	訪問看護 介護予防 訪問看護
39701 00404	有限会社 浜川医療 器	高知市大谷公園 町17-28	〃	有限会社 浜川医療 器	高知市大谷公園 町17-28	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
39701	株式会社	高知市瀬戸西町	〃	株式会社	高知市瀬戸西町	訪問介護

02988	へいせい 介護サー ビス	二丁目188番地 8		へいせい 介護サー ビス	二丁目188番地 8	介護予防 訪問介護 居宅介護 支援
39703 00202	社会福祉 法人香南 会	香南市赤岡町 1160番地1	〃	ケアプラ ンセンタ ーキセキ レイ	安芸市川北甲 3637番地	居宅介護 支援

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年8月27日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
 - 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
 - (2) 種別
 - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - (3) 実施期日
 - ア 新規取得講習
 - 平成22年11月9日（火）から同月17日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
 - イ 追加取得講習
 - 平成22年11月15日（月）から同月17日までの3日間
 - (4) 実施場所
 - 高知市朝倉倉375番地1 ふくし交流プラザ
- 2 受講者定員
 - 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 - (1) 新規取得講習
 - 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限

- る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
 - 受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 - (1) 受講希望の事前申込方法
 - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習 F A X 申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
 - イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
 - ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
 - (2) 事前申込みの受付期間
 - ア 平成22年10月4日（月）及び5日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
 - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
 - なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
 - (3) 受講予定者の確定方法
 - ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
 - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成22年10月6日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

- ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
 - 5 受講申込手続
 - 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。
 - (1) 受講申込書等の提出期間
 - 平成22年10月12日（火）から同月14日（木）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
 - なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
 - (2) 受講申込書等の提出先
 - 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
 - (3) 提出書類
 - ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）をはり付けたもの） 1通
 - イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
 - (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - (イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し
 - (オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
 - ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通
 - エ 受講申込確認書 1通
 - (4) 提出方法
 - 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
 - なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。
- 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
 - 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得

<p>講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。</p> <p>なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404） (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第25号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成22年8月27日 高知県公安委員会委員長 竹内 克之</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 平成22年11月30日（火）午前9時 (2) 検定の実施場所 愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター 電話番号089-963-2111</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する</p>	<p>こと。</p> <p>(2) 実技試験 ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定申請手続 検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定申請の受付期間 平成22年10月18日（月）から同月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。</p> <p>なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装</p>	<p>警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可とする。）とすること。</p> <p>(2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 室内用運動靴</p> <p>9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p>
--	---	---